

**第4次国分寺市障害者計画・
第4次国分寺市障害者計画実施計画・
第6期国分寺市障害福祉計画・
第2期国分寺市障害児福祉計画
(案)**

令和3年〇月

国分寺市

<目次>

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 障害のある人の現状と課題	5
1 国分寺市の障害のある人を取り巻く現状	6
2 今後の施策推進に当たっての課題	9
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 めざすべき姿（基本理念）	16
2 基本目標	16
3 施策体系	19
第4章 第4次障害者計画実施計画	20
1 実施計画の位置づけ	21
2 施策の展開	21
第5章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	42
1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本的な考え方	43
2 国の基本指針に基づく成果目標	45
3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	55
4 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策	62
5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	65
第6章 計画の推進	72
1 推進体制の整備	73
2 障害者地域自立支援協議会の活用	74
3 市民、各機関及び事業者等との協働	74
4 国・都への要望	74
資料編	75
1 国分寺市障害者施策推進協議会設置条例	76
2 国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿	78
3 計画策定の経過	79
4 用語解説	80

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国分寺市では、平成12年4月に『国分寺市地域保健福祉計画』の分野別計画として『国分寺市障害者計画』を定め、定期的に見直しを行いながら、障害のある人もない人も、共に住み慣れたまちで暮らし続けられる地域づくりを目指して、様々な施策に取り組んできました。

近年、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立（平成30年6月施行）、「ユニバーサル社会実現推進法（ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律）」の成立（平成30年12月施行）、「読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）」の成立（令和元年6月施行）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正（令和元年6月から順次施行）、「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」の一部改正（令和2年6月から順次施行）など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方、福祉における総合的な流れとして、国は高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

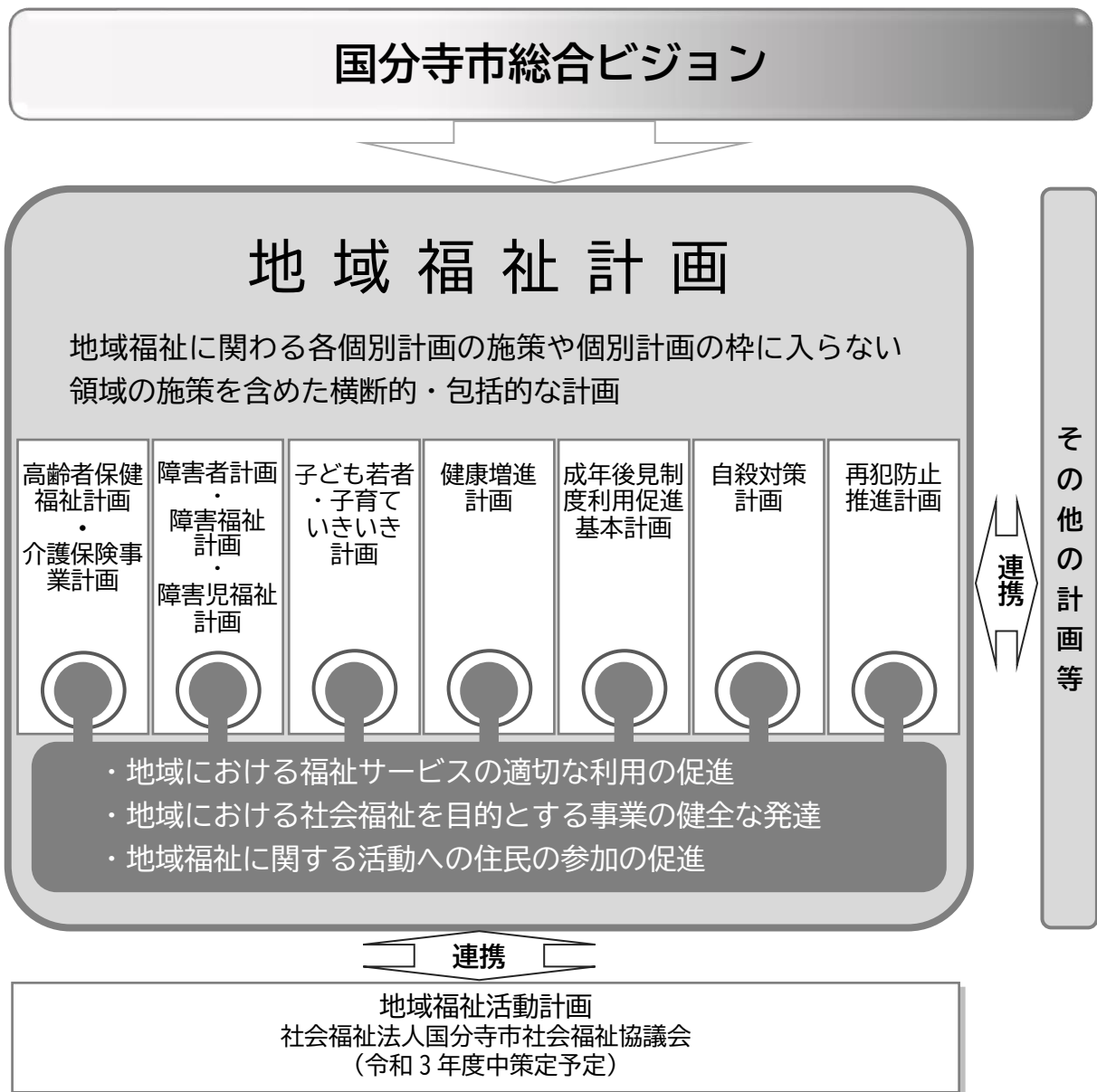
令和2年には、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

現行の『国分寺市障害者計画（第3次）・第5期国分寺市障害福祉計画・第1期国分寺市障害児福祉計画』の計画期間が終了となることから、このような障害のある人を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、新たに『第4次国分寺市障害者計画』、『第6期国分寺市障害福祉計画』及び『第2期国分寺市障害児福祉計画』を一体的に策定し、障害者福祉の更なる充実を目指していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害のある人のための施策に関する『市町村障害者計画』,市町村障害者計画を推進するための具体的な取組を定める『障害者計画実施計画』,障害者総合支援法第88条に基づく『市町村障害福祉計画』,児童福祉法第33条の20に基づく『市町村障害児福祉計画』に当たる計画で、4計画を一体として策定します。

また、この計画は、『国分寺市地域福祉計画』の障害分野に係る計画と位置づけられます。内容については、国の『障害者基本計画』,都の『東京都障害者・障害児施策推進計画』を踏まえるとともに、『国分寺市総合ビジョン』をはじめとした他の関連計画との整合性を図るものとします。



3 計画の期間

『障害者計画』は、令和3年度から令和8年度までの6年間、『障害者計画実施計画』、『障害福祉計画』及び『障害児福祉計画』の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画	国分寺市障害者計画（第3次）						第4次国分寺市障害者計画					
	実施計画（前期）			実施計画（後期）			実施計画（前期）			実施計画（後期）		
	第4期国分寺市 障害福祉計画			第5期国分寺市 障害福祉計画			第6期国分寺市 障害福祉計画			第7期国分寺市 障害福祉計画		
				第1期国分寺市 障害児福祉計画			第2期国分寺市 障害児福祉計画			第3期国分寺市 障害児福祉計画		

4 計画の策定体制

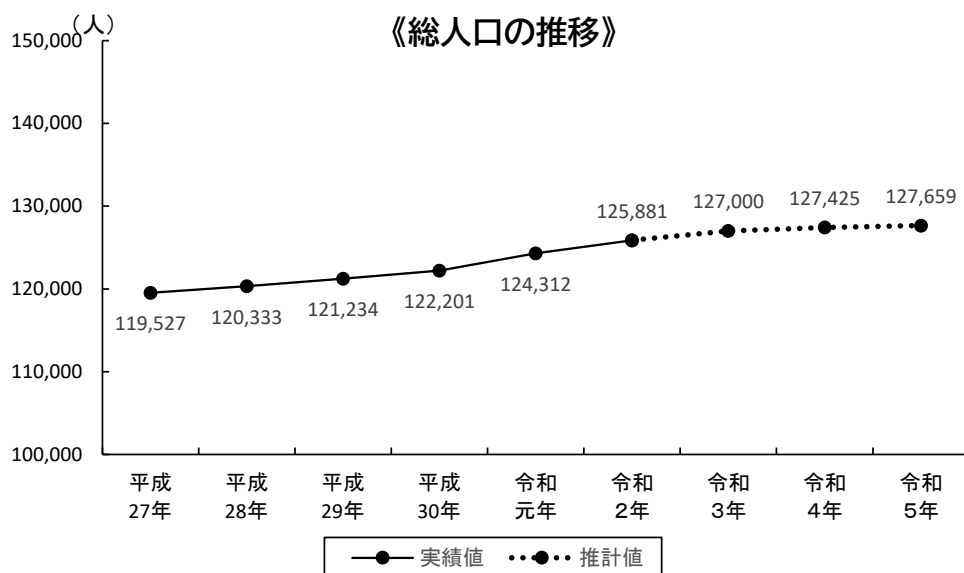
この計画の策定に当たっては、障害者施策推進協議会を策定の主たる検討組織とし、障害のある人へのアンケート調査等による市民意見聴取を踏まえ、障害者地域自立支援協議会との連携を図りながら、課題や方向性についての検討を行い、策定しました。

第2章 障害のある人の現状と課題

1 国分寺市の障害のある人を取り巻く現状

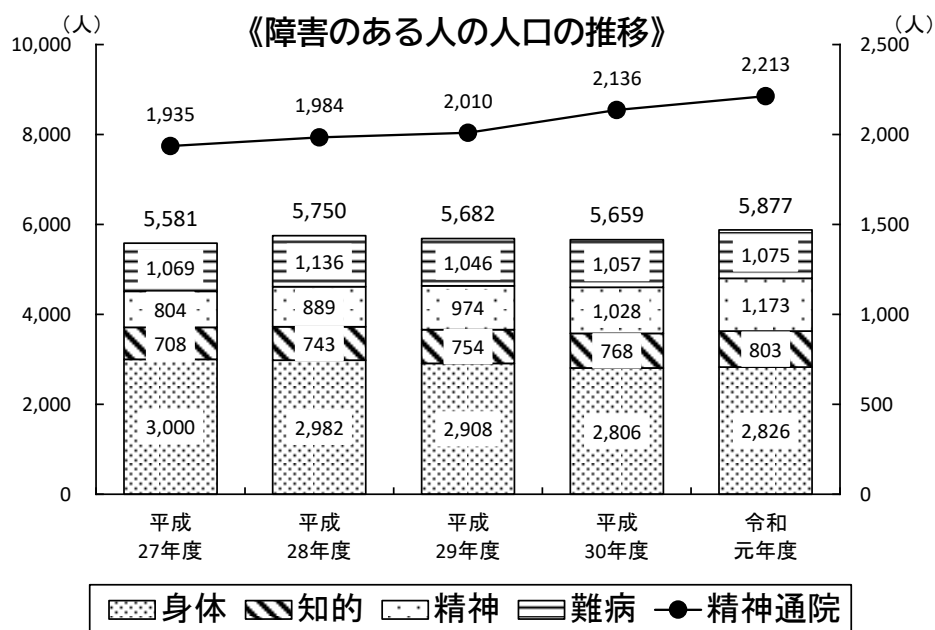
(1) 人口

市の人口は、微増傾向で推移しており、今後も人口はゆるやかに増加していくものと見込まれています。



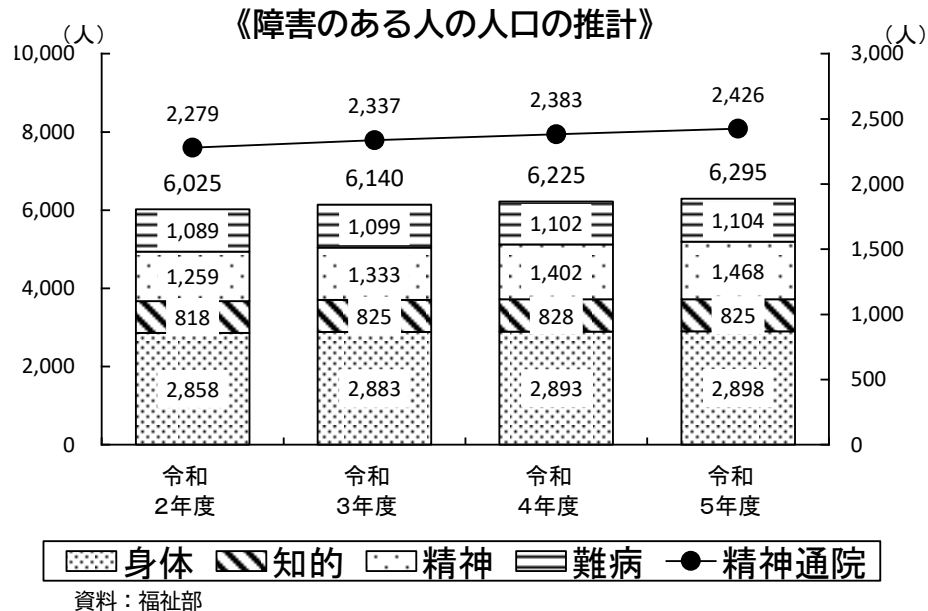
(2) 障害のある人の人口

市の障害のある人の人口は増加傾向で推移しており、特に、精神障害及び精神通院医療受給者の伸びが大きくなっています。



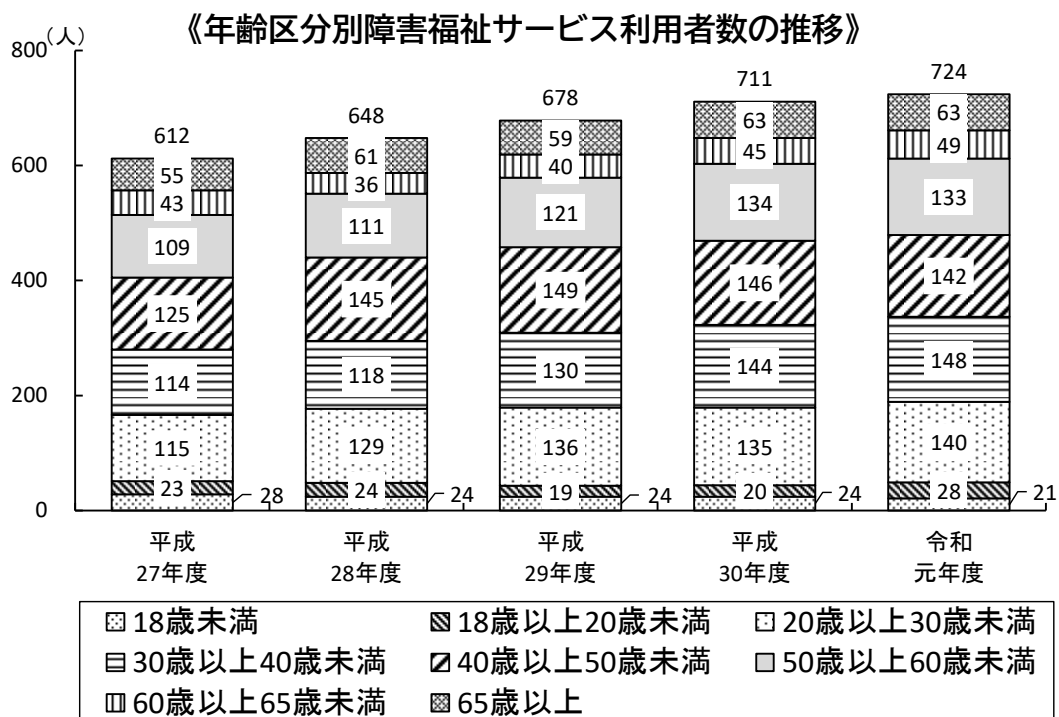
(3) 障害のある人の人口の推計

市の障害のある人の人口は、令和2年度以降、精神障害及び精神通院医療受給者を中心に増加することが見込まれています。



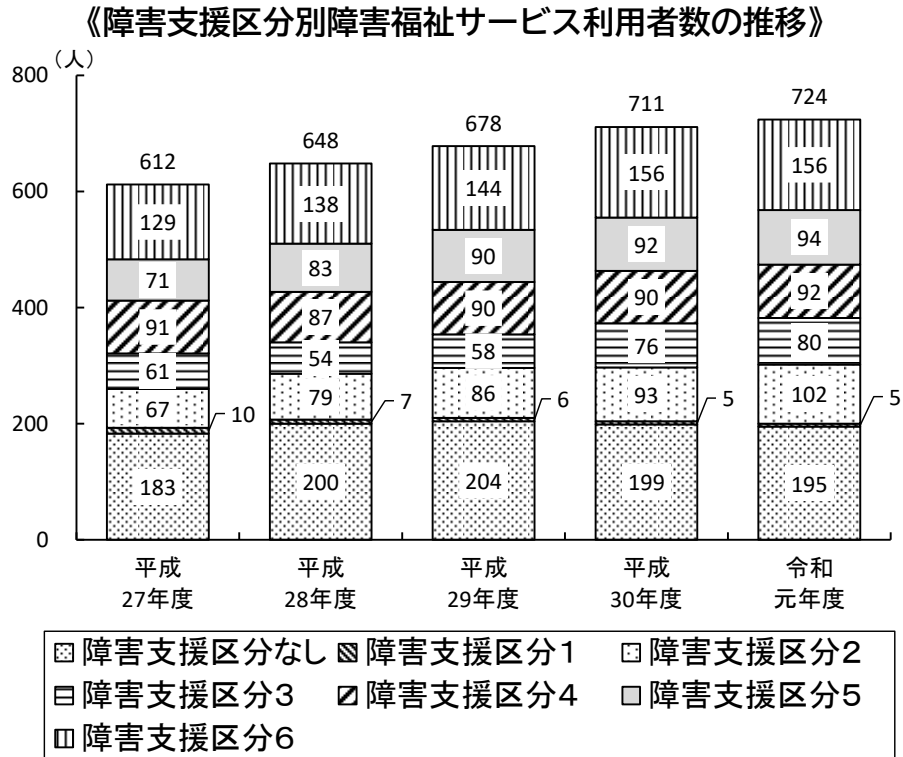
(4) 年齢区分別障害福祉サービス利用者数

障害福祉サービスの年齢区分別利用者数は、令和元年度時点で、「30歳以上40歳未満」の利用が最も多く、「18歳未満」以外のいずれの年代も平成27年度より増加しています。



(5) 障害支援区分別障害福祉サービス利用者数

障害福祉サービスの障害支援区分別利用者数は、令和元年度時点で、「支援区分なし」が最も多く、いずれの区分も平成27年度より増加しています。



2 今後の施策推進に当たっての課題

(1) 前回計画の振り返り

『障害者計画（第3次）』では、基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、その達成に向けた取組を進めてきました。

●基本目標1 自分らしい暮らしへの支援体制づくり

相談支援総合調整会議を設置し、福祉に関する相談窓口の総合的な運営と横断的な相談支援体制の連携強化を図るとともに、地域福祉コーディネーターを配置し、複合する課題や制度の狭間で生ずる課題を抱えた世帯も適切な支援につなげる総合的な相談支援が始まりました。また、障害者地域自立支援協議会の設置により、関係機関のネットワーク体制が更に強化されました。一方で、相談支援の量的・質的な確保はまだ十分とは言えず、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。

地域生活支援拠点機能を整備し、その一部に市内の相談支援事業所も加わり、関係機関の連携が強化されました。今後も障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援体制整備に向け、地域生活支援拠点機能の充実を図る必要があります。

乳幼児健康診査などの推進により、こどもの発達センターつくしんぼの事業等につながぐことで、障害児の発達支援に取り組んでいます。今後も切れ目のない支援体制を整備するために、更なる取組の推進が必要です。

●基本目標2 自分らしい社会参加や学びへの支援

市立小学校全校への特別支援教室の設置や市立小・中学校全校へのサポート教室の設置など、障害に応じた教育を受ける体制を整備しました。今後も特別支援学級及び特別支援教室での指導・支援の更なる充実が必要です。

また、より多様なニーズに対応するため、文化芸術活動やスポーツの推進などを含めた余暇活動の充実が必要です。

●基本目標3 自分らしい働きかたへの支援

障害者就労施設等からの優先調達の推進や市役所での職場体験実習など就労の場の確保に努めました。また、障害者就労支援センターの登録者数が増え、生活面を含めた相談や就職準備支援や就職後の職場定着支援の実施、地域開拓促進コーディネーターを中心に地域の企業を積極的に訪問し、雇用を促進するなど、一般就労支援の充実を図りました。

農福連携に関する協議、国分寺障害者施設お仕事ネットワーク、就労移行支援事業所連絡会を障害者地域自立支援協議会の作業部会と位置づけ、関係機関との連携強化が図られました。

今後は、障害のある人の就労支援施策の推進を更に図るとともに、地域の雇用創出を目的とした事業の検討を進めていく必要があります。

●基本目標4 共に生きる地域社会づくり

障害者週間行事などの啓発事業の取組への工夫や情報提供体制の充実を図りました。今後も幅広い人々に障害に対する理解や配慮の促進を図るとともに、バリアフリー化等、新たなユニバーサルデザインを推進していく必要があります。

防災まちづくりの取組等、災害時の支援体制について整備を図りました。今後も支援体制の現状を改めて確認し、災害時に迅速に対応できるよう、各施設の機能なども意識した防災対策の推進が必要です。

●基本目標5 自立を支援する人づくり

多種多様なニーズに対応できるよう、事業者向けの研修など、サービスの質の向上を図りました。しかし、障害福祉サービスの人材不足は深刻であり、サービス提供事業所等とも協力して、広報活動などを進める必要があります。

保育園や学校などの現場を支える仕組みの整備についても、障害のある人と家族の個々の実情に合った支援ができるよう必要な研修の枠組みを整理する必要があります。

(2) 各分野の現状と課題について

令和元年度から令和2年度にかけて実施したアンケート等による障害のある人や事業所等の意見について、分野ごとにまとめた結果は以下の通りとなります。

なお、以下に掲げた分野とは別に、新型コロナウイルス感染症による経済的、社会的影響に伴い、障害者団体や事業所から様々な意見がありました。

主な意見として、障害のある人やその家族が感染症に罹患した場合の支援体制に対する不安や、密を防ぐためにサービス利用の自粛や職員の出勤制限をしたことにより、障害のある人の活動の制限及び事業所の大幅な収入減につながったことが挙げられました。

このような感染症による影響は、すべての分野に関わることであり、感染症対策も念頭におきつつ各事業に取り組んでいくことが必要となります。

●「生活支援」

アンケート調査では、担当の相談支援専門員の支援に満足している場合の理由について聞いたところ、「自分が希望する生活や意向をしっかりと聞いてもらえた」が高くなっており、自分の意見や希望をしっかりと聞いてもらえる相談支援体制が求められています。

また、子どもの介助者以外で子育てを手伝ってくれる人の有無について聞いたところ、「介助者以外にお子さまの子育てを手伝ってくれる人はいない」が4割近くを占めていました。そのような現状の中で、保護者の日常生活に関する不安や課題についてみると、回答の上位3項目がいずれも介助の負担感に関するものでした。これらのことから、障害の当事者に加え、家族への支援もいかに充実させるかが課題となっています。

障害者団体の意見聴取では、相談支援の体制として、相談者の各ライフステージに対応しつつ切れ目のない一貫した支援、他分野との連携など、相談の多角化・総合化を望む声が挙げられており、横断的かつ一体的な相談支援の体制構築が求められています。

事業所の意見聴取では、障害福祉の制度から介護保険の制度へ移行することについて、障害、介護の相互間の連携体制を更に推進することが求められています。

●「保健・医療」

アンケート調査では、暮らしのために充実してほしいことについて聞いたところ、18歳以上では「保健・医療サービスの充実」が最も高くなっています。特に、難病の診断を受けている人での回答が高くなっており、障害や難病を抱えていても安心して暮らすことのできる環境づくりが求められています。

また、子どもの障害や心身の不調に気付いたきっかけについて聞いたところ、「医療機関での受診」と「健康診断」が合わせて6割以上となっています。このことから、保健・医療の場での早期発見を、福祉的な支援へと円滑につなげる仕組みづくりが重要といえます。

障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会の意見聴取では、病気が発症する時期の最初のケア・支援へのつながりという観点から、思春期のメンタルヘルスへのアプローチが重要との意見が挙げられていました。

障害者団体の意見聴取においても、多職種が連携したネットワークの構築や、総合的な診療の体制整備などが必要とされています。

これらのことから、教育・保健・福祉・医療の分野を超えた多機関の情報交流と連携への更なる取組が求められています。

●「教育・文化芸術活動・スポーツ等」

アンケート調査では、余暇の過ごし方について聞いたところ、「文化芸術活動」、「運動やスポーツ」と回答した割合は3割前後でした。

また、子どもの日常生活に関する不安や課題について聞いたところ、6歳以上18歳未満で「余暇活動（外出、スポーツ、趣味、その他の習いごとなど）」が特に高く、就学後の児童にとって余暇活動の環境づくりは大きな関心事といえます。

障害者団体の意見聴取においても、障害の特性に合わせた余暇活動の場の整備や、参加を促進するための仕組みづくりを求める声が挙げられており、重要な課題となっています。

また、アンケート調査で、子どもの通園・通所・通学に関する困りごとや心配ごとについて聞いたところ、「今後の進路」が約6割と最も高くなっています。更に、暮らしのために充実してほしいことについて聞いたところ、「就学後の療育・教育の充実」が最も高くなっており、療育・教育の充実に加え、ライフステージを通じた支援が求められています。

●「雇用・就業」

アンケート調査では、現在自宅で過ごしている障害のある人のうち、「将来、一般企業で働きたい」意欲を持っている人は、18歳以上40歳未満で4割近く、40歳以上65歳未満で約2割います。

一方、現在一般企業に就職している障害のある人のうち、仕事への不満について聞いたところ、「仕事中の体調の変化に不安がある」が最も高くなっています。また、かつて一般企業を退職した障害のある人のうち、退職の理由について聞いたところ、「体調が悪化した」が約3割で最も高くなっています。これらのことから、就労時における体調変化への対応と理解が、一般企業への就労と定着につなげる上での課題となっています。

障害者地域自立支援協議会就労支援部会や障害福祉団体の意見聴取では、障害のある人に多様な働き方・選択肢を与えるために、市内の就労支援事業所や実習先の確保が求められています。

●「情報アクセシビリティ」

アンケート調査では、福祉サービス等の情報の入手経路について聞いたところ、18歳以上では「市役所の窓口」が約4割、「市報こくぶんじ」が4割近くと市の発行物の利用率が特に高くなっています。特に65歳以上75歳未満は「市報こくぶんじ」が5割以上、「市の刊行物」が2割以上を占めていました。一方、18歳未満では、「友人から聞く」が4割以上、「インターネット」が4割近くで特に高くなっていました。これらのことから、世代や障害の特性に応じて、アクセスの利便性に偏りが生まれることのない発信方法への配慮が重要となっています。

障害者団体の意見聴取でも、情報の量・質を充実させるとともに、様々な方法で情報を発信してほしいとの要望が挙がっています。

●「生活環境」

アンケート調査では、外出時に感じる困難や不便について聞いたところ、18歳以上では「歩道が少なく、段差が多い」と「歩行者や走行自転車のマナーが悪い」の路上・路面における項目が2割以上で高くなっています。一方、18歳未満では「困ったとき、周りの人の助けが得られない」が約3割で最も高くなっており、外出時の環境整備が必要となります。

障害者団体や事業所の意見聴取では、道路が歩きづらいなどのハード面だけではなく、精神障害、発達障害、知的障害の方に対するバリアフリー対策も求められています。

●「安全・安心」

アンケート調査では、災害発生時に困ることや不安に感じるについて聞いたところ、18歳以上では「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が4割近くで最も高くなっています。一方、18歳未満では「一人では避難できない」が約5割で最も高くなっています。

これらのことから、安心・安全な環境づくりのためには、平時、緊急時のいずれの状況であっても、公共施設などの場の整備やバリアフリー化といったハード面だけではなく、ソフト面も推進していく必要性があります。

障害者団体の意見聴取では、障害特性に応じた対応や家族単位での受け入れ体制、また、障害に対応している避難所の紹介などについての意見が挙げられています。

●「差別の解消及び権利擁護の推進」

アンケート調査では、障害を理由とする差別やいやな思いを受けた経験の有無について聞いたところ、「よくある」あるいは「ときどきある」と回答した人が、18歳以上では1割半ば、18歳未満では約4割となっていました。特に、18歳未満では、暮らしのために充実してほしいこととして、約2割の人が「障害者への理解を深めるための啓発」と回答しています。市民の障害への理解、差別や偏見の解消のためには、「心のバリアフリー」を推進していくことが必要です。

また、ヘルプマークとヘルプカードを所持している人のうち、ヘルプマークとヘルプカードを使用することで周囲の手助けを得られたことがあるかについて聞いたところ、18歳以上では7割近く、18歳未満では9割近くが援助を受けたことがないと回答していました。障害福祉を推進するためには、制度の整備だけでなく、周りの人に対する障害や病気への理解の促進も課題であることがうかがえます。

事業所の意見聴取では、職員による虐待防止に向けた課題として、権利擁護に関する研修や教育の内容が不十分なことなどが挙げられています。

障害者団体の意見聴取では、障害全体の理解促進だけではなく、障害別の理解促進も求められています。

●「人材の養成と確保」

事業所や障害者地域自立支援協議会の意見聴取では、人材確保に苦労されている事業所が多く、1事業所だけではなく市全体の協力体制が必要であることや、職員のスキルアップの機会の更なる充実を求める声が挙げられています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざすべき姿（基本理念）

基本理念

だれもお互いを尊重し、支え合い、
障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち

誰もが、社会の一員としてお互いを尊重し、支え合いながら、住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと暮らしていくことのできる共生社会を目指します。

そのためには、多様性を認め合い、お互いに支え合う意識を持つことが重要となります。また、共生社会の実現に向け、誰もが自らの決定に基づき社会に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できる環境の整備が求められています。

『第4次国分寺市障害者計画』においては、「だれもお互いを尊重し、支え合い、障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を基本理念として、すべての市民が障害について一層の理解を深め、障害のあるなしにかかわらず自らの意思で選択した生活を送れるよう、各分野と連携のもと、共生社会の実現に向け、多様な支援ができる体制を市民とともに推進します。

本理念は、国連で2030年までの世界共通の目標として掲げる、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するというSDGs（Sustainable Development Goals）に資するものです。

2 基本目標

『第4次国分寺市障害者計画』では、基本理念に基づき、次の5つの基本目標を設定します。

《基本目標1》 自分らしい暮らしへの支援体制づくり

《基本目標2》 自分らしい社会参加や学びへの支援

《基本目標3》 自分らしい働きかたへの支援

《基本目標4》 共に生きる地域社会づくり

《基本目標5》 自立を支援する人づくり

《基本目標1》自分らしい暮らしへの支援体制づくり

誰もが住み慣れた地域において、生涯にわたって自分らしい生活を送れるよう、必要な支援を受けながら、自らの意思決定に基づき暮らしていける地域社会を目指します。

そのために、障害のある人が必要とするサービスを受けられるよう、身近な地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図るだけでなく、各ライフステージに対応しつつ切れ目のない一貫した支援を受けられるよう、各分野の連携の下、横断的かつ一体的な相談支援体制を整備します。

また、保健・医療・福祉との連携を強化し、障害のある人に対して、適切な保健サービスやリハビリテーション等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防、障害の早期発見・早期支援を推進します。

《基本目標2》自分らしい社会参加や学びへの支援

誰もが自分自身の可能性を最大限に引き出せるよう、自分らしい社会参加や学びへの支援を推進します。

そのために、早期の療育や子どもの特性に合った指導が適切に行われるよう、支援体制の充実に努めます。

また、障害のある人が様々な形で地域社会と関わるために、多様な社会参加の場の確保に努めます。

《基本目標3》自分らしい働きかたへの支援

障害のある人が能力や適性に応じて、個人の能力を最大限に発揮して働き続けられるように支援します。

そのために、障害のある人の希望に応じて、多様な形態の就労の場や職域の拡大を、地域と協働して推進します。

《基本目標4》共に生きる地域社会づくり

誰もが社会の一員としていきいきと生活できるよう、障害を理由にした差別や不利益を受けることがなく、社会参加しやすいまちづくりを目指します。

そのために、すべての市民が障害について一層の理解を深めるよう、障害理解を促進していきます。

また、誰もが気軽に外出し、地域で活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を活かしたまちづくりを進めるとともに、防犯・防災体制についても充実を図り、地域住民と連携しながら、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

《基本目標5》自立を支援する人づくり

地域の中で、障害のある人が一人ひとりの障害の種別や特性に合った適切な支援を受けながら、自立して生活していけるよう、自立を支援するための人づくりを推進します。

障害に対する支援の在り方に関する知識や技術は多種多様なため、常に新たな情報提供や研修の実施等により、サービスの質の向上に努めます。

また、障害福祉サービスを担う専門的な人材不足に対応するため、サービス事業者等とも協力して、広報活動を積極的に行います。

3 施策体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔分野〕

〔施策の方向〕

だれもお互いを尊重し、支え合い、障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち

《基本目標1》
自分らしいくらしへの支援体制づくり

1 生活支援

(1) 相談支援体制の充実
(2) 関係機関のネットワークの充実
(3) サービスの質の向上

2 保健・医療

(1) 障害の早期発見・早期支援
(2) 障害のある人の健康の維持・増進

《基本目標2》
自分らしい社会参加や学びへの支援

1 教育・文化芸術活動・スポーツ等

(1) 療育・教育の充実
(2) 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの推進

《基本目標3》
自分らしい働きかたへの支援

1 雇用・就業

(1) 一般就労支援の充実
(2) 福祉的就労の充実

《基本目標4》
共に生きる地域社会づくり

1 情報アクセシビリティ

(1) 情報提供体制の充実
(2) 意思疎通支援の充実

2 生活環境

(1) 移動しやすい環境の整備

3 安全・安心

(1) 防災対策の推進
(2) 防犯対策の推進

4 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 心のバリアフリーの推進
(2) 権利擁護の推進

《基本目標5》
自立を支援する人づくり

1 人材の養成と確保

(1) 障害理解・病気理解の促進
(2) サービスを担う人材の養成と確保
(3) 障害当事者・家族への支援

第4章 第4次障害者計画 実施計画

1 実施計画の位置づけ

『実施計画』は、『障害者計画』に基づき、市の障害者施策について、具体的な取組を定めることにより、『障害者計画』を推進することを目的としています。『実施計画』に定められる事業については、『障害者計画』に定められた施策の方向に基づき、取組内容と計画年度における目標値を設定します。計画期間は『障害者計画』の計画期間における前期の3年間とし、令和3年度から令和5年度までとします。

2 施策の展開

《基本目標1》自分らしい暮らしへの支援体制づくり

1-1 生活支援

障害のある人が個々のニーズに合わせて、日常生活又は社会生活を送れるよう、手当、医療費の助成など経済的な支援の充実を図るとともに、障害者地域自立支援協議会等を活用して居住支援に取り組みます。また、相談支援体制の整備、関係機関のネットワークの構築を図ります。

1-1-(1) 相談支援体制の充実

【取組の方向性】

- 地域包括ケアの考え方も念頭に、障害のある人やその家族が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別に対応するとともに、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、横断的かつ一体的な相談支援を提供できる体制を整備します。また、体制の整備に当たっては、住民のニーズの増加等を鑑み、適切な人員の確保に努めます。

第4章 第4次障害者計画実施計画

【重点事業】

①福祉の総合的な相談窓口の体制整備

事業概要 (取組内容)		担当課
福祉の総合的な相談窓口の体制整備が求められていることから、市民が安心して相談できる窓口の体制を整備します。		地域共生推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
体制の整備	相談支援総合調整会議を開催し、庁内の情報共有と連携を一層強化した。国分寺市社会福祉協議会への委託により、市内の地域包括支援センターのエリアを東西2区域に分け、2人の地域福祉コーディネーターを配置し、総合的な相談支援等を行った。	相談支援総合調整会議において、「重層的支援体制整備事業」の実施を含め、庁内での総合相談窓口の設置等に向けて、人員体制等の準備をする。

②指定特定相談支援事業の体制整備

事業概要 (取組内容)		担当課
障害者（児）やその家族が、障害福祉サービス等を引き続き安定して利用できるよう、相談支援専門員等の拡充などサービス等利用計画等の作成の促進に向けた体制を整備します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
相談支援事業所数（事業所）	8	11
相談支援専門員数（人）	27	32

③子どもの発達相談

事業概要 (取組内容)		担当課
心身の発達に心配のある又は発達に遅れのある子どもに関する相談を実施します。		子育て相談室
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
初診相談件数（就学後含む）（件）	196	215

④教育相談事業

事業概要 (取組内容)		担当課
適切な教育対応を可能にするために、障害の状態を的確に判断するとともに、保護者等の十分な理解を得るため、教育相談や就学相談との連携を図ります。		学校指導課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
相談件数（件）	456	500

【関連事業】

○『障害福祉計画』成果目標(6)「相談支援体制の充実・強化等」(P53)

1-1-(2) 関係機関ネットワークの充実

【取組の方向性】

- 障害のある人の抱える課題や必要とする支援に関する認識の共有化を関係機関間において図り、その連携のもと、個々のニーズに対応した支援を総合的に行うためのネットワークの充実を図ります。

【重点事業】

①障害者地域自立支援協議会の運営

事業概要 (取組内容)		担当課
障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、障害福祉にかかわる地域の関係者が参加し、障害者地域自立支援協議会を開催します。地域全体で障害福祉に関する課題を共有し、関係機関と連携を図りながら、課題の解決に向けた取組を行います。 また、必要に応じて各専門部会に作業部会を設置し、個別課題の対応や事業所間の連携をより強化していきます。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
協議会開催回数（回） （専門部会、作業部会及びワーキンググループを含む）	43	45

②基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修

事業概要 (取組内容)		担当課
障害福祉にかかわる地域の関係機関や支援者等を対象に、「地域移行」、「障害と介護の連携」、「障害児支援における福祉・医療・教育の連携」などをテーマとした研修等を実施し、地域のネットワーク構築を進めるとともに、関係者の支援力の向上を図ります。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
ネットワーク研修開催回数（回）	3	3

③教育・就学相談体制の整備

事業概要 (取組内容)		担当課
早期から適切な教育相談・就学相談が行えるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。		学校指導課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
個別支援委員会開催回数（回）	18	18

第4章 第4次障害者計画実施計画

④障害者センターにおける高次脳機能障害者支援促進事業

事業概要 (取組内容)		担当課
高次脳機能障害者、その家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センター等の関係機関との連携を図り、適切な支援を提供します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
連絡会開催回数（回）	3	3

⑤障害者センターにおける発達障害者理解促進事業

事業概要 (取組内容)		担当課
発達障害者に対する理解促進を図るため、市民及び関係機関の職員等への講座及び研修を実施します。また、発達障害者の状況、生活上の課題、社会資源等を把握し、発達障害者への支援につなげます。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
情報交換会開催回数（回）	2	2

1-1-(3) サービスの質の向上

【取組の方向性】

- サービスの質の向上に向け、東京都とも連携し、サービス提供事業者等への指導検査体制の整備・充実を図ります。
- サービス提供事業者向けに様々な研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

【重点事業】

①障害福祉サービス等指導検査事業

事業概要 (取組内容)		担当課
サービスの質を担保し、給付の適正化を図るため、障害福祉サービス等事業者に対し、指導検査を行います。		地域共生推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
実地指導等の実施件数（件）	14	15

②事業者向け研修

事業概要 (取組内容)		担当課
基幹相談支援センターにおいて、障害福祉にかかわる地域の支援者を対象とした虐待防止、権利擁護、意思決定支援などに関する研修を実施します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
支援者向け研修開催回数（回）	1	1

【関連事業】

- 『障害福祉計画』成果目標(7)「障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」(P54)

1-2 保健・医療の推進

障害のある人の健康維持や、地域において適切な医療を受けられるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、障害の特性に応じた支援体制を整備します。

1-2-(1) 障害の早期発見・早期支援

【取組の方向性】

- 乳幼児の成長・発達段階に応じた健康診査や相談を通して、障害の早期発見・早期支援を図ります。
- 保護者の障害に対する気付きや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。

【重点事業】

①乳幼児健康診査

事業概要 (取組内容)		担当課
各段階で健康診査を行うことにより乳幼児の健康管理を行うとともに、疾病の早期発見・乳幼児の健全育成・保護者への育児支援を図ります。		健康推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
健診受診率(%)	3～4箇月児健康診査：94.4% 1歳6箇月児健康診査：95.8% 3歳児健康診査：97.9%	100

②発達健診・乳幼児育成事業

事業概要 (取組内容)		担当課
1歳6箇月児健診、3歳児健診で発達支援が必要とされるお子さんについての個別相談を実施し、育児への助言や障害の有無についてスクリーニングを行います。必要時、発達健診や精密健診へつなぎます。また、乳幼児育成事業では、親子遊びを通じて育児への助言と集団場面での様子を観察して発達の支援を行います。		健康推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
発達健診実施回数(回)	18	18
育成事業実施回数(回)	11	12

第4章 第4次障害者計画実施計画

③母子保健相談事業

事業概要 (取組内容)		担当課
乳幼児母性健康相談や親子ひろばでのミニ相談会や電話、訪問等による個別相談を実施します。		健康推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
乳幼児母性健康相談開催回数（回）	8	9
親子ひろばミニ相談会開催回数（回）	17	18

1-2-(2) 障害のある人の健康の維持・増進

【取組の方向性】

- 誰もが身近な場所で心と体の健康や体力の維持・増進，機能低下を防ぎ，病気の進行を遅らせるためのリハビリテーション，運動に取り組める環境づくりを進めます。

【重点事業】

①歯科医療連携推進事業

事業概要 (取組内容)		担当課
歯科衛生士が障害者等歯科相談窓口でかかりつけ歯科医を探すことが困難な障害者，在宅要介護者等の相談を受け，身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう，歯科医師会コーディネーターと連携して対応します。		健康推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
相談件数（件）	88 (電話 63 件 訪問 11 件 面接 14 件)	94

②メンタルヘルスセルフチェックシステム（こころの体温計事業）

事業概要 (取組内容)		担当課
障害のある人の健康への不安や健康づくりにこたえるため，健康や医療の情報を積極的に提供していきます。		健康推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
健康や医療の情報提供	市報・ホームページ（「こころの体温計」運営）による情報提供 こころの体温計ポスター掲示 ティッシュの配布(市関係機関，市内店舗，薬局，市イベント事業など 3,000 個配布)	継続

③難病患者等言語リハビリ事業

事業概要 (取組内容)		担当課
難病患者等の言語によるコミュニケーション機能の維持・向上及び咀嚼機能の保持等を図るため、言語聴覚士による言語リハビリ事業を支援します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
活動支援	継続	継続

≪基本目標2≫自分らしい社会参加や学びへの支援

2-1 教育・文化芸術活動・スポーツ等

一人ひとりに応じた療育や教育を受けられる体制を整えるとともに、生涯にわたり多様な学習機会や社会参加の場を提供し、社会参加を促進します。

2-1-(1) 療育・教育の充実

【取組の方向性】

- 一人ひとりに応じた療育や教育を受けられるよう必要な支援を行います。
- 子どもたちが、お互いを理解し、認め合うことができるよう、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができる機会をつくります。

【重点事業】

①こどもの発達センターつくしんぼの事業

事業概要 (取組内容)		担当課
心身障害児や発達上、一時的に援助を必要としている児童に対して、適切な指導援助を行うとともに、保護者の相談を受け、支援の拡大を図ります。また、一貫した支援ができるようネットワークづくりを推進するとともに、発達障害に対する相談業務の拡充を図ります。		子育て相談室
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
こどもの発達センターつくしんぼにおける相談・支援件数（就学後含む）（件）	4,759	4,890

第4章 第4次障害者計画実施計画

②障害児保育事業

事業概要 (取組内容)		担当課
保育従事者の加配等に対する補助などの支援を行いながら、保育所全園で障害児を受け入れる体制を維持し、障害児の受け入れを実施します。		子ども子育て事業課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
受入体制の維持	継続	継続

③障害児学童保育事業

事業概要 (取組内容)		担当課
学童保育所において、障害児を適切な環境のもとで保育を行うことができるよう職員の加配等に対する補助などの支援を行いながら、受け入れを行います。		子ども子育て事業課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
補助金交付件数（件）	10	15
受入施設数（公立及び私立）（施設）	21	29

④副籍制度

事業概要 (取組内容)		担当課
副籍制度における交流及び共同学習を通して、都立特別支援学校と連携しながら障害理解の促進を図ります。		学校指導課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
副籍希望者に対する副籍実施人数の割合（％）	100	100

⑤学校生活支援シートの活用の推進

事業概要 (取組内容)		担当課
障害のある児童・生徒を支援していく長期計画である学校生活支援シートの活用を推進し、対象の児童・生徒の障害に応じた細やかな支援を行います。		学校指導課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
学校生活支援シートが必要な児童・生徒のうち、作成及び活用されている割合（％）	97	100

【関連事業】

○『障害児福祉計画』成果目標(5)「障害児支援の提供体制の整備等」(P52)

2-1-(2) 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの推進

【取組の方向性】

- 障害のある人の生涯学習機会の充実を図るとともに、文化芸術活動やスポーツなどの余暇活動を行うことができる環境を整備し、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。また、障害者スポーツの普及啓発などを通じて、障害のある人の地域との交流を図ります。

【重点事業】

①公民館における生涯学習の支援

事業概要 (取組内容)		担当課
知的障害の人が様々な活動を通して、仲間作り、社会性や生きる力を身につけることを目指しています。誰もが地域で学び続けることができるよう、関係機関と連携して居場所や学習機会の提供に努めます。		公民館課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
くぬぎ教室、サロンの開催回数	本多：教室年10回・サロン6回 並木：教室年10回・サロン4回 恋ヶ窪：教室年9回	本多：教室年11回・サロン6回 並木：教室年11回・サロン4回 恋ヶ窪：教室年11回

②コンサート等の文化芸術活動支援

事業概要 (取組内容)		担当課
障害者団体と共催し、同団体の周知と、障害者との交流を目的に、市民グループの参加を広く呼びかけ、コンサート等の文化芸術活動を支援します。		公民館課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
コンサートの開催回数(回)	2	2

③スポーツ推進委員事業

事業概要 (取組内容)		担当課
障害のある人が運動を行う場合の指導等の協力を行います。		スポーツ振興課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
障害者(児)運動会・お楽しみ会への指導協力	継続	継続

④図書館における障害者サービス

事業概要 (取組内容)		担当課
読書バリアフリー法に基づき、読書について不自由を感じる視覚障害者等の読書環境を整備します。		図書館課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
障害者サービス登録者数(人)	35	50

《基本目標3》自分らしい働きかたへの支援

3-1 雇用・就業

一般就労及び福祉的就労において、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられるように支援します。障害福祉サービスの充実や障害者就労支援センターの機能強化を図るとともに、障害者地域自立支援協議会の就労支援部会を中心とした様々な取組を関係機関と連携して推進していきます。

3-1-(1) 一般就労支援の充実

【取組の方向性】

- 障害のある人の経済的自立を促進するため、それぞれの障害の特性に応じながら、一般企業等への障害者の雇用と定着に向けた取組を進めます。

【重点事業】

①障害者就労支援センターの運営

事業概要 (取組内容)		担当課
障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
就労支援センター登録者数（人）	271	290

②障害者雇用の促進

事業概要 (取組内容)		担当課
障害者雇用法定雇用率を遵守し、障害者の計画的な雇用を図っていきます。障害者雇用推進のために、市が率先して障害者の雇用・就労の機会確保の検討を進めていきます。		職員課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
障害者雇用率（％）	2.5	2.6

③職場体験機会の提供

事業概要 (取組内容)		担当課
障害のある人の就労に向けた訓練の一環として、市役所内で職場体験実習を実施します。また、地域の企業でも職場体験実習が行えるよう企業に協力を求めています。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
職場体験実習開催回数（回）	5	5

【関連事業】

○『障害福祉計画』成果目標(4)「福祉施設から一般就労への移行等」(P50)

3-1-(2) 福祉的就労の充実

【取組の方向性】

- 一般企業への就労が困難な障害のある人に対しては、適性や能力に応じた多様な福祉的就労の場を確保し、障害のある人の収入の確保を図ります。
- 障害者優先調達推進法に基づき、就労継続支援事業所への支援とともに、工賃の向上や魅力ある製品づくりができるよう支援を行います。
- 国分寺障害者施設お仕事ネットワークとの連携を更に強化し、農福連携や物品販売の拡充など、障害のある人の就労の場の拡大に努めます。

【重点事業】

①障害者就労施設等の販路拡大の支援

事業概要 (取組内容)		担当課
地域活性化包括連携協定等を活用し、障害者就労施設等の販路拡大を支援することで、障害者就労施設で働く障害のある人の工賃向上につなげます。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
販路拡大	継続	継続

②障害者就労施設等からの優先調達の推進

事業概要 (取組内容)		担当課
市の障害者就労施設等からの物品等の調達方針を広く庁内に周知し、障害者就労施設等からの物品・役務の調達を拡大します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
優先調達の実績がある課(課)	29	33

《基本目標4》共に生きる地域社会づくり

4-1 情報アクセシビリティ

福祉サービスや地域生活に関する情報を、多様な媒体を活用して発信します。

4-1-(1) 情報提供体制の充実

【取組の方向性】

- 障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実に努めます。

【重点事業】

①障害福祉ガイドブックの作成

事業概要 (取組内容)		担当課
障害者（児）の福祉施策・福祉サービスの概要や利用の仕方を掲載した障害福祉ガイドブックを作成し、わかりやすい情報提供を行います。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
発行回数（回）	1	1

②ホームページ運営・バリアフリー事業

事業概要 (取組内容)		担当課
ホームページにおけるアクセシビリティ（利用しやすさ）の維持・向上のための研修を実施します。		市政戦略室
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
ホームページ操作研修回数（回）	1	1

4-1-(2) 意思疎通支援の充実

【取組の方向性】

- 障害のある人に対して、社会生活における円滑な意思疎通の確保に努めます。

【重点事業】

①市主催事業等への手話通訳者の設置

事業概要 (取組内容)		担当課
各課で主催する市民向け事業、傍聴できる審議会等に、必要に応じて手話通訳者を設置するよう努めます。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
設置回数（回）	39	43

②手話通訳者養成講習会

事業概要 (取組内容)		担当課
手話のできる市民を育成し、手話人口のすそ野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
修了者数（人）	74	76

4-2 生活環境

誰もが自由に外出し、行きたい場所に行ける環境を整備します。

4-2-(1) 移動しやすい環境の整備

【取組の方向性】

- 障害の重度化、高齢化、進行する病気への対応や社会参加を支援するため、移動サービスの充実を図ります。
- 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進のための計画を作成します。また、公共交通事業者等と連携し、駅施設などのハード面における取組と、障害のある人への意識の啓発などのソフト面の取組の推進を目指します。

【重点事業】

①福祉有償移送事業所への支援

事業概要 (取組内容)		担当課
移動制約者や移動困難者の移動手段確保のため、公共交通機関では対応できないサポート部分を補完する福祉有償移送事業所の運営費を支給し、障害者の移動手段の拡充を図ります。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
活動支援	継続	継続

②バリアフリーの推進

事業概要 (取組内容)		担当課
バリアフリーに関する基本構想を策定し、バリアフリーの推進に努めます。		まちづくり計画課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
基本構想の策定・運用	基礎調査の実施	基本構想の運用

③鉄道駅のバリアフリー化の推進

事業概要 (取組内容)		担当課
視覚に障害のある人などが、駅ホームにおいて、線路への転落、電車との接触等をする事故が全国的に増加していることから、鉄道会社と連携して、ホームドアの設置に向け取り組みます。		まちづくり計画課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
ホームドアの設置	設置のための 検討	協議

4-3 安全・安心

地域で安心して暮らすことのできる環境を整備します。

4-3-(1) 防災対策の推進

【取組の方向性】

- 災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障害のある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行うことができるよう必要な体制の整備を進めます。
- 避難所においては、障害特性に応じた情報伝達や物資等の確保、周囲への理解の促進を図るとともに、被災後の自宅での生活においては、地域で連携し、見守りその他の生活支援体制の整備に努めます。

【重点事業】

①避難行動要支援者の支援

事業概要 (取組内容)		担当課
災害時に、自らの命を守るためにはどのようなことが必要であるかといったことを、障害児(者)、高齢者などの避難行動要支援者と周りの支援者について明確にし、避難行動要支援者とその家族、地域住民等の危機管理意識を向上させるため、避難行動要支援者とその家族、地域住民が、協力して災害発生時に適切な行動ができるよう啓発を図ります。		地域共生推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
避難行動要支援者登録者総数(人)	2,264	2,400

②防災まちづくり推進地区事業、市民防災推進委員会事業

事業概要 (取組内容)		担当課
町会、自治会やコミュニティ協議会などと連携を図り、地域住民による声かけ・見守り運動を推進します。		防災安全課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
防災まちづくり推進地区(地区)	15	17
委員認定者数(人)	1,273	1,363

③震災総合防災訓練事業

事業概要 (取組内容)		担当課
災害発生時における避難場所、避難行動などの確認、また、日頃の災害への備えなどについて周知を図ります。		防災安全課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
参加者数(人)	7,215	10,000

第4章 第4次障害者計画実施計画

④災害時個別支援計画の策定

事業概要 (取組内容)		担当課
在宅で人工呼吸器を使用している方の災害時個別支援計画を策定します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
災害時個別支援計画を必要とする在宅人工呼吸器使用の障害者に対する計画策定の割合(%)	100	100

4-3-(2) 防犯対策の推進

【取組の方向性】

- 悪質、違法な商品購入や契約等により障害のある人が消費者被害に巻き込まれたり、財産が侵害されたりしないための取組を推進します。
- 障害のある人が犯罪被害に巻き込まれないための取組を推進します。

【重点事業】

①消費生活相談室機能強化事業

事業概要 (取組内容)		担当課
消費者トラブルの複雑化、多様化や相談件数の増加に対応するため、消費生活相談員が受講する研修の機会を増やし、消費生活相談体制を強化します。		経済課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
消費生活相談員研修受講人数(延べ)(人)	43	51

②生活安全・安心メール配信サービス事業

事業概要 (取組内容)		担当課
犯罪、事件情報、不審者情報等を電子メールで市民に提供し、犯罪被害を未然に防ぎます。		防災安全課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
登録者数(人)	19,763	20,500

4-4 差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られる体制を整備します。

4-4-(1) 心のバリアフリーの推進

【取組の方向性】

- 「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を始め、障害に関する様々な普及啓発活動を通し、障害に関する理解促進や差別の解消を推進します。

【重点事業】

①理解促進・普及啓発事業

事業概要 (取組内容)		担当課
障害への理解促進に関する講演会等の開催や、「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」の普及啓発活動などを通じて、障害や障害のある人への理解を深め、互いを思いやる心を育む「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
障害への理解促進に関する啓発活動の実施回数(回)	12	13

②障害者差別解消の推進

事業概要 (取組内容)		担当課
障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者差別解消法の改正動向等も踏まえ、普及啓発に努めます。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
障害者差別解消法に基づく取組の実施	職員への普及啓発	実施

第4章 第4次障害者計画実施計画

4-4-(2) 権利擁護の推進

【取組の方向性】

- 知的障害のある人や精神障害のある人など、本人の判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談に取り組みます。

【重点事業】

①福祉サービス総合支援事業

事業概要 (取組内容)		担当課
弁護士等による専門相談や第三者性を有する苦情対応機関を設置し、福祉サービス利用に関する苦情への適切な対応を行います。		地域共生推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
苦情相談（障害者福祉に係るもの）	継続	継続

②成年後見活用あんしん生活創造事業

事業概要 (取組内容)		担当課
判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活を営むことが困難な方及びその親族への制度利用支援を行います。		地域共生推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
相談件数（件）	39 (知的障害者 13 件 精神障害者 12 件 その他障害 14 件)	31

《基本目標5》自立を支援する人づくり

5-1 人材の養成と確保

サービスの拡大と質の向上を図るために、福祉を支える人材の養成・確保に取り組めます。

5-1-(1) 障害理解・病気理解の促進

【取組の方向性】

- 障害や病気を理解し、適切なかわりができるようにサービスを担う支援者の養成に取り組めます。

【重点事業】

①教員研修の推進

事業概要 (取組内容)		担当課
学級担任のための障害児教育にかかわる研修会や情報交換等の研修を行います。		学校指導課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
特別支援教育に関する研修会の開催回数(回)	5	5

②保育所・学童保育所の障害児保育研修

事業概要 (取組内容)		担当課
市内を3つのエリアに分け、各エリア内に設置した基幹型保育所が、保育の質の維持・向上のため、相互に連携を図り、外部機関等と連携しながら、保育施設に対して障害児保育に関わる内容なども含めた情報の共有・助言指導・各種研修等を行います。また、学童保育所に従事する職員の障害児保育に関する知識の習得及び技術の向上のため、各種研修等を実施します。		子ども子育て事業課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
保育の質の維持・向上	継続	継続

第4章 第4次障害者計画実施計画

5-1-(2) サービスを担う人材の養成と確保

【取組の方向性】

- 専門的な人材を確保するため、事業者や関係機関と連携し、障害福祉の仕事に魅力や関心を持ってもらえるよう、具体的方法を検討・実施します。
- 地域で支援してくれる人を確保するために、ボランティア等の養成に取り組みます。

【重点事業】

①障害福祉の魅力発信

事業概要 (取組内容)		担当課
様々な手法を通して、幅広い世代に障害福祉の仕事の魅力を発信します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
障害福祉の魅力発信		実施

②障害者支援ボランティア養成講座

事業概要 (取組内容)		担当課
障害者に対する理解を深め、ボランティアの養成を目指す講座を開催します。公民館くぬぎ教室の活動や運営の紹介を通して、スタッフの養成を行います。		公民館課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
講座の開催回数（回）	2	3

【関連事業】

- 『障害福祉計画』成果目標(6)「相談支援体制の充実・強化等」(P53)

5-1-(3) 障害当事者・家族への支援

【取組の方向性】

- 障害のある人の地域生活における自立や、その家族の福祉の向上に向けて、市や専門員、当事者団体など一体となって支援に努めます。また、障害者団体の活動の活性化を推進します。
- 障害のある当事者同士や家族等が相互に話を聞き、当事者同士で理解し、助け合うピアサポートの取組について支援します。

【重点事業】

①障害当事者団体等の育成・支援

事業概要 (取組内容)		担当課
障害のある当事者が、様々な活動を通し、自立と社会参加できるよう、当事者団体の育成と支援をします。また、障害福祉ガイドブック等を通じた周知を行います。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
団体の育成・支援	継続	継続

②ピアサポート支援

事業概要 (取組内容)		担当課
障害のある当事者同士の交流や、障害者がかかえる、様々な問題の解決に当たるための活動に対する支援をします。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
活動支援	継続	継続

**第5章 第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画**

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本的な考え方

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

『障害福祉計画』は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく『市町村障害福祉計画』として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量並びに確保のための方策を定める計画です。

『障害児福祉計画』は児童福祉法第33条の20に基づく『市町村障害児福祉計画』として、障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

今回の『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』は、第5期・第1期（平成30年度から令和2年度）に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、令和3年度から令和5年度までの計画を定めます。

(2) 計画の内容

① 記載すべき事項

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』では、計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

② 成果目標について

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』では、国の基本指針に基づき以下の7点について、障害福祉計画等の実績及び地域の実情を踏まえて、令和5年度を目標年度として成果目標を設定します。

成果目標(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行
成果目標(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実
成果目標(4)	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標(5)	障害児支援の提供体制の整備等
成果目標(6)	相談支援体制の充実・強化等
成果目標(7)	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

③ 障害福祉サービス等，児童福祉法に基づく障害児のサービスの見込量と確保のための方策

令和3年度から令和5年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また，児童福祉法における障害児への通所サービス及び相談支援についても同様に見込量等を定めます。

④ 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

令和3年度から令和5年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

2 国の基本指針に基づく成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

【 国の基本指針 】

- 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

【 市の目標値設定の考え方 】

- 令和5年度末までに令和元年度末の施設入所者数80人の約6%に当たる5人が、グループホームを利用する等により地域生活へ移行することを目指します。
- 施設入所者については、地域生活へ移行する方がいる一方で、施設入所のニーズも一定数あることから、令和5年度末の施設入所者数が、令和元年度末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。
- 地域生活支援拠点等の整備や地域移行の受け皿となる障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図るとともに、障害者地域自立支援協議会等を活用し、地域移行を進めるために必要な地域の相談支援体制の構築に向けて検討を進めます。
- 施設入所者の状況を丁寧に把握し、地域移行を希望する施設入所者に対して、相談支援事業者等と連携し、必要な支援を行います。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活への移行者数	5人	令和5年度末
施設入所者数	80人	令和5年度末

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議を実施します。

【 国の基本指針 】

- 精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

【 市の目標値設定の考え方 】

- 「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として位置づけた障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会を活用し、退院後の精神障害のある人が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的にサービス提供体制の確保に努めるとともに、医療機関とも連携を図りながら、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について、検討していきます。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	令和5年度

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療及び福祉関係者 による協議の場における目 標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援 の利用者数	1人	2人	2人
精神障害者の地域定着支援 の利用者数	1人	2人	2人
精神障害者の共同生活援助 の利用者数	17人	18人	19人
精神障害者の自立生活援助 の利用者数	1人	1人	1人

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）の機能の充実を図ります。

【 国の基本指針 】

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

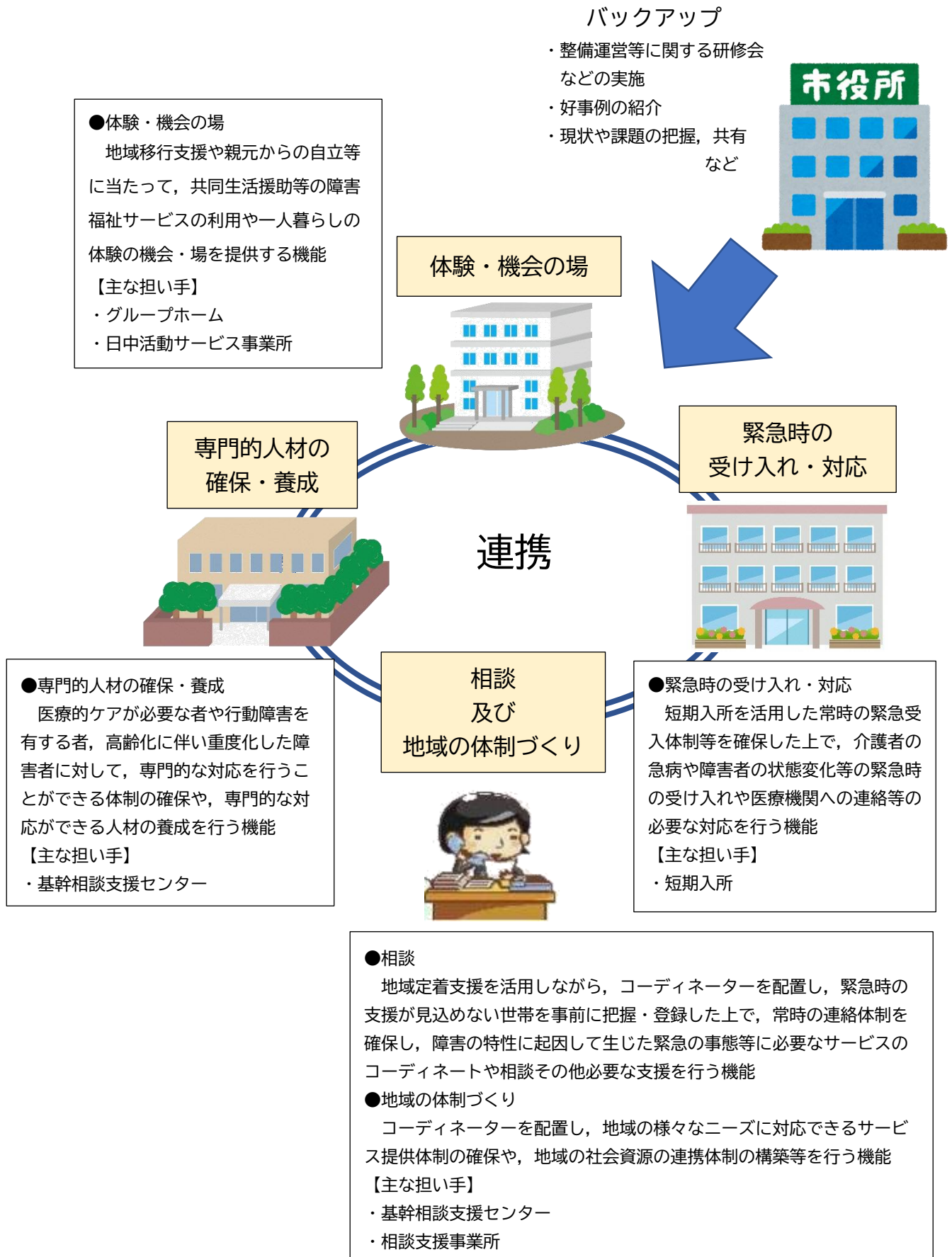
【 市の目標値設定の考え方 】

- 平成30年度に位置づけた地域生活支援拠点等有する機能を更に充実させるため、障害者地域自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討をします。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回	各年度

【面的整備体制のイメージ図と5つの機能】



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【 国の基本指針 】

- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.3倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 令和5年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- 大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援 B 型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい。

【 市の目標値設定の考え方 】

- 一般就労への移行者数については、国の基本指針等に即しつつ、市の実情を踏まえ、令和5年度に令和元年度実績（22人）の1.4倍以上の一般就労への移行実績を達成することを目標とします。
- 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績（22人）の1.3倍以上とすることを目指します。
- 就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数を、平成29年度から令和元年度の実績平均（1.2人）の1.6倍以上とすることを目指します。
- 令和5年度において、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、6割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。
- 令和5年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となることを目標とします。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
一般就労への移行者数 (全体)	31 人	令和5年度
一般就労への移行者数 (就労移行支援事業)	29 人	令和5年度
一般就労への移行者数 (就労継続支援 A・B 型事業)	2 人	令和5年度
一般就労への移行者が就労定着 支援事業所を利用する割合	6 割	令和5年度
就労定着率 8 割以上の就労定着 支援事業所	7 割以上	令和5年度

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築します。

【 国の基本指針 】

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【 市の目標値設定の考え方 】

- 国の基本指針に沿って、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の整備に取り組みます。
- 令和6年度の児童発達支援センターの設置に向け、検討を行っていきます。
- 保育所等訪問支援事業について、令和元年に市内事業者が開設したため、引き続き体制を継続していきます。
- 令和2年度より、医療的ケア児支援のための協議の場を設置したため、必要な支援体制の検討を行っていきます。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
児童発達支援センターの設置	検討	令和5年度末
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	継続	令和5年度末
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保	令和5年度末
医療的ケア児支援のための協議の場の運用	運用	令和5年度末
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	2人	令和5年度末

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保する。

【 国の基本指針 】

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【 市の目標値設定の考え方 】

- 令和5年度末までに、基幹相談支援センターと連携を図りながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の更なる充実を図ります。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	確保	令和5年度末

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言回数	9回	9回	9回
相談支援事業者の人材育成の支援件数	8件	8件	8件

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化，サービス事業者の増加している中，より一層事業者が利用者に対して，必要とするサービスを適切に提供することができるよう，障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

【 国の基本指針 】

- 令和5年度末までに都道府県及び市町村において，障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【 市の目標値設定の考え方 】

- 都が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加を通し，事業者に対して適切な指導を実施し，障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築に努めます。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	体制構築	令和5年度末

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加人数	5人	5人	5人

3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

(1) 訪問系サービス

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、介護者の高齢化などを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・東京都や東京都社会福祉協議会などが行っている研修などの情報提供を行うとともに、基幹相談支援センターにおいて、権利擁護や差別解消などをテーマにした研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

① 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、重度の知的障害、精神障害であって常時介護が必要な方に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する方等に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により、一人での行動が難しい方や常時介護を必要とする方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

特に介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 日中活動系サービス

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、サービス提供基盤の整備動向等による今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。

① 生活介護

常時介護が必要な方に、昼間、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

② 自立訓練（機能訓練）

身体障害の方等に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑤ 就労継続支援（A型）

一般就労が困難な方で、雇用契約に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥ 就労継続支援（B型）

雇用契約に基づく就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等のサービスを利用して一般企業に就職した方に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

⑧ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑨ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、医療機関等において実施する「医療型」に分類されます。）

(3) 居住系サービス

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害の重度化・高齢化や「親なき後」等によるグループホームの利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・強度行動障害等の重度の障害など、障害の特性に応じたグループホームについて、市内の法人等と連携し、整備促進を図ります。

① 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していたり、精神科病院等に入院していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

② 共同生活援助

共同生活を営む住居において、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

(4) 相談支援

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害福祉サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- ・サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

① 計画相談支援（個別計画作成）

●サービス利用支援

障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。

●継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。

③ 地域定着支援

居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に応じます。

【 第5期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量と実績 】

サービス名		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
訪問系サービス	居宅介護	利用時間数	1,315時間	1,529時間	1,341時間	1,625時間	1,368時間	1,716時間
		利用者数	126人	127人	132人	129人	139人	132人
	重度訪問介護	利用時間数	7,109時間	7,370時間	7,820時間	8,795時間	8,602時間	9,180時間
		利用者数	28人	28人	30人	32人	33人	34人
	同行援護	利用時間数	619時間	672時間	638時間	345時間	657時間	728時間
		利用者数	23人	27人	24人	20人	24人	28人
	行動援護	利用時間数	360時間	227時間	420時間	142時間	480時間	243時間
		利用者数	12人	8人	14人	7人	16人	9人
	重度障害者等包括支援	利用時間数	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
		利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
日中活動系サービス	生活介護	利用日数	5,047日	4,282日	5,551日	4,594日	5,885日	4,680日
		利用者数	249人	226人	273人	231人	290人	234人
	自立訓練（機能訓練）	利用日数	56日	53日	56日	22日	56日	28日
		利用者数	8人	7人	8人	3人	8人	4人
	自立訓練（生活訓練）	利用日数	563日	342日	664日	276日	784日	180日
		利用者数	48人	27人	57人	23人	67人	15人
	就労移行支援	利用日数	493日	725日	522日	811日	554日	850日
		利用者数	32人	43人	34人	47人	37人	50人
	就労継続支援（A型）	利用日数	381日	346日	400日	332日	420日	336日
		利用者数	19人	16人	20人	16人	21人	16人
	就労継続支援（B型）	利用日数	2,992日	2,901日	3,231日	3,201日	3,489日	3,434日
		利用者数	202人	182人	216人	195人	231人	202人
	就労定着支援	利用者数	5人	4人	10人	12人	15人	16人
	療養介護	利用者数	13人	11人	14人	12人	15人	12人
	短期入所（福祉型）	利用日数	634日	409日	716日	367日	809日	390日
		利用者数	98人	78人	108人	77人	118人	78人
	短期入所（医療型）	利用日数	56日	57日	60日	87日	63日	77日
		利用者数	11人	10人	11人	11人	12人	11人
居住系サービス	自立生活援助	利用者数	2人	0人	4人	0人	6人	0人
	共同生活援助	利用者数	123人	120人	136人	123人	149人	130人
	施設入所支援	利用者数	78人	79人	77人	80人	76人	80人
相談支援	計画相談支援	利用者数	127人	102人	135人	96人	143人	101人
	地域移行支援	利用者数	2人	0人	3人	1人	4人	2人
	地域定着支援	利用者数	2人	0人	3人	0人	4人	2人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

【 第6期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量 】

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護	利用時間数	1,755 時間	1,794 時間	1,833 時間
		利用者数	135 人	138 人	141 人
	重度訪問介護	利用時間数	9,720 時間	10,260 時間	10,800 時間
		利用者数	36 人	38 人	40 人
	同行援護	利用時間数	754 時間	780 時間	806 時間
		利用者数	29 人	30 人	31 人
	行動援護	利用時間数	243 時間	270 時間	270 時間
		利用者数	9 人	10 人	10 人
日中活動系サービス	重度障害者等包括支援	利用時間数	0 時間	0 時間	0 時間
		利用者数	0 人	0 人	0 人
	生活介護	利用日数	4,740 日	4,800 日	4,860 日
		利用者数	237 人	240 人	243 人
	自立訓練（機能訓練）	利用日数	28 日	35 日	35 日
		利用者数	4 人	5 人	5 人
	自立訓練（生活訓練）	利用日数	192 日	204 日	216 日
		利用者数	16 人	17 人	18 人
	就労移行支援	利用日数	901 日	935 日	969 日
		利用者数	53 人	55 人	57 人
	就労継続支援（A型）	利用日数	336 日	336 日	336 日
		利用者数	16 人	16 人	16 人
	就労継続支援（B型）	利用日数	3,536 日	3,655 日	3,757 日
		利用者数	208 人	215 人	221 人
	就労定着支援	利用者数	20 人	24 人	28 人
	療養介護	利用者数	12 人	12 人	12 人
	短期入所（福祉型）	利用日数	395 日	400 日	405 日
		利用者数	79 人	80 人	81 人
	短期入所（医療型）	利用日数	77 日	77 日	77 日
		利用者数	11 人	11 人	11 人
サービス系	自立生活援助	利用者数	1 人	1 人	1 人
	共同生活援助	利用者数	137 人	144 人	151 人
	施設入所支援	利用者数	80 人	80 人	80 人
相談支援	計画相談支援	利用者数	106 人	111 人	116 人
	地域移行支援	利用者数	2 人	3 人	3 人
	地域定着支援	利用者数	2 人	3 人	3 人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

4 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスについて、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

(1) 障害児通所支援

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、事業所の開設予定や今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・サービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・基幹相談支援センター等において、子ども、教育、福祉等の関係機関の連携の強化やサービスの質の向上を目的とした研修等の取組を行います。

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由で、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

③ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあって、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

④ 放課後等デイサービス

学校に就学している障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

⑤ 保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障害児本人や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

(2) 障害児相談支援

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害児通所支援サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、子ども、教育、福祉等の関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- ・サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

① 障害児相談支援（個別計画作成）

●障害児支援利用援助

障害児通所支援等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画の作成を行います。

●継続障害児支援利用援助

障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

【 第1期障害児福祉計画における障害児支援給付事業の見込量と実績 】

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
児童発達支援	利用日数	783 日	871 日	978 日	900 日	1,223 日	1,017 日
	利用者数	100 人	99 人	125 人	103 人	156 人	107 人
医療型児童発達支援	利用日数	72 日	24 日	86 日	37 日	104 日	40 日
	利用者数	8 人	3 人	10 人	4 人	12 人	5 人
訪問型児童発達支援	利用日数	0 日	0 日	4 日	0 日	8 日	0 日
	利用者数	0 人	0 人	1 人	0 人	2 人	0 人
放課後等デイサービス	利用日数	2,770 日	1,996 日	3,297 日	2,055 日	3,923 日	2,005 日
	利用者数	253 人	207 人	302 人	207 人	359 人	211 人
保育所等訪問支援	利用日数	0 日	0 日	4 日	0 日	8 日	4 日
	利用者数	0 人	0 人	2 人	0 人	4 人	1 人
障害児相談支援	利用者数	76 人	51 人	95 人	49 人	119 人	51 人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

【 第2期障害児福祉計画における障害児支援給付事業の見込量 】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数	1,055 日	1,093 日	1,131 日
	利用者数	111 人	115 人	119 人
医療型児童発達支援	利用日数	40 日	40 日	40 日
	利用者数	5 人	5 人	5 人
訪問型児童発達支援	利用日数	0 日	0 日	0 日
	利用者数	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	利用日数	2,043 日	2,081 日	2,119 日
	利用者数	215 人	219 人	223 人
保育所等訪問支援	利用日数	8 日	12 日	16 日
	利用者数	2 人	3 人	4 人
障害児相談支援	利用者数	53 人	55 人	57 人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

(1) 必須事業

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、また、今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

①理解促進研修・啓発事業

障害への理解促進を図るため、市民に分かりやすい啓発イベント等を開催します。

②自発的活動支援事業

障害当事者やその家族同士の情報交換のできる自発的な交流活動の支援を図ります。

③相談支援事業

障害者地域自立支援協議会を活用しながら、基幹相談支援センター、相談支援事業者、事業所等の連携を図り、相談支援業務の充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の普及に努めます。なお、親族による申立てが困難な判断能力が不十分な障害者について、市が申立てを行うとともに、成年後見にかかる費用を助成します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度推進機関である社会福祉協議会の権利擁護センターこくぶんじと連携し、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備に努めます。

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者派遣については、手話奉仕員養成講習会を継続実施し、手話通訳者の確保に努めます。また、市役所での手話通訳者の配置を継続します。

⑦日常生活用具給付等事業

障害福祉ガイドブックなどを通じて事業内容の周知に努めます。また、利便性等を十分に考慮しながら種目の見直し等を検討していきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修では、養成講習会を引き続き実施し、通訳者を養成していきます。

⑨移動支援事業

移動支援事業については、ヘルパーの充実が課題です。事業所等との連携により、事業の推進を図ります。

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターについては、関係機関との連携を図りながら支援体制を整え、広く情報提供を行うことにより利用の促進を図ります。

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民への働きかけを強化することにより、障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

② 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組への支援を行います。

③ 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

障害のある人や障害のある児童の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用に関する支援等を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のための必要な支援を行います。

イ 基幹相談支援センター

障害のある人等の総合的な相談に応じ、権利擁護のために必要な援助を行うほか、関係機関と連携し、障害のある人等が地域で自立して自分らしく生きていけるように支援を行います。また、相談支援体制の強化のために相談支援事業者等に対する研修を実施します。

ウ 住宅入居等支援事業

地域での単身生活を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、支援を行います（共同生活援助入居者を除く）。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動への支援を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通の円滑化を図ることを目的として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として、障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話表現技術を習得した人材の養成を行います。

⑨ 移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行います。

⑩ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターⅠ型事業所において、相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

地域活動支援センターⅢ型事業所において、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行います。

(2) 任意事業

見込量確保のための方策

① 日中一時支援事業

事業所等との連携により、事業の推進を図ります。

② 訪問入浴サービス事業

重度の身体障害のある人の身体の清潔保持等を図るため、訪問入浴サービス事業を継続して実施します。

③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害福祉ガイドブック等を通じて事業内容の周知に努めます。

④ 点字・声の広報等発行事業

視覚障害等により、文字による情報入手が困難な人に対し、市報等の音声版での情報提供を図るなど、障害のある人へのわかりやすい情報提供に努めます。

⑤ スポーツ・レクリエーション事業

障害者バスハイク及び障害者運動会・お楽しみ会については、国分寺障害者団体連絡協議会と連携し、事業内容の充実を図ります。

① 日中一時支援事業

障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人等の日中における活動の場を確保します。

② 訪問入浴サービス事業

重度の身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障害又は知的障害のある人が自動車運転免許を取得する際の費用及び身体障害のある人が自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

④ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害のある人等に対して、点訳、音声訳その他障害のある人等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等の障害者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜提供します。

⑤ スポーツ・レクリエーション事業

障害のある人等の体力増強，交流，又は障害者スポーツの普及を図るため，各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し，障害のある人がスポーツ・レクリエーションに触れる機会等を提供します。

【 第5期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量と実績 】

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	相談支援事業						
	①障害者相談支援事業	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
	②基幹相談支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	③住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	成年後見制度利用支援事業	3人	2人	4人	3人	5人	3人
	成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	意思疎通支援事業						
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	333件	331件	336件	279件	339件	172件
	②指文字通訳者派遣事業	9件	23件	9件	15件	9件	5件
	③対面朗読者派遣事業	36件	36件	37件	19件	38件	5件
	④手話通訳者設置事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	日常生活用具給付等事業						
	合計	2,144件	2,017件	2,226件	2,070件	2,316件	2,159件
	①介護・訓練支援用具	4件	8件	4件	4件	4件	6件
	②自立生活支援用具	14件	19件	14件	15件	14件	12件
	③在宅療養等支援用具	15件	16件	15件	8件	15件	12件
	④情報・意思疎通支援用具	17件	43件	17件	36件	17件	36件
	⑤排泄管理支援用具	2,047件	1,921件	2,108件	2,004件	2,171件	2,090件
	⑥居宅生活動作補助用具	2件	10件	2件	3件	2件	3件
	手話奉仕員養成研修事業	73人	74人	75人	74人	77人	64人
	移動支援事業	183人	167人	192人	164人	202人	139人
	地域活動支援センター事業						
	①地域活動支援センター（Ⅰ型）	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	②地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型）	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
任意事業	日中一時支援事業	102人	111人	107人	118人	112人	89人
	訪問入浴サービス事業	12人	12人	12人	12人	12人	10人
	自動車運転免許取得・改造助成事業	2人	0人	2人	1人	2人	1人
	点字・声の広報等発行事業	CDほか	CDほか	CDほか	CDほか	CDほか	CDほか
	スポーツ・レクリエーション事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【 第6期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量 】

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	自発的活動支援事業	実施	実施	実施
	相談支援事業			
	①障害者相談支援事業	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
	②基幹相談支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	③住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
	成年後見制度利用支援事業	3人	4人	5人
	成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
	意思疎通支援事業			
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	331件	334件	336件
	②指文字通訳者派遣事業	20件	20件	20件
	③対面朗読者派遣事業	26件	26件	26件
	④手話通訳者設置事業	実施	実施	実施
	日常生活用具給付等事業			
	合計	2,196件	2,227件	2,259件
	①介護・訓練支援用具	6件	6件	6件
	②自立生活支援用具	15件	15件	15件
	③在宅療養等支援用具	15件	15件	15件
	④情報・意思疎通支援用具	38件	40件	42件
	⑤排泄管理支援用具	2,119件	2,148件	2,178件
	⑥居宅生活動作補助用具	3件	3件	3件
	手話奉仕員養成研修事業	74人	75人	76人
	移動支援事業	170人	175人	180人
	地域活動支援センター事業			
	①地域活動支援センター（Ⅰ型）	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	②地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型）	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
任意事業	日中一時支援事業	118人	123人	128人
	訪問入浴サービス事業	10人	10人	10人
	自動車運転免許取得・改造助成事業	1人	1人	1人
	点字・声の広報等発行事業	CDほか	CDほか	CDほか
	スポーツ・レクリエーション事業	実施	実施	実施

第6章 計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 全庁的な施策の推進

障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。障害者計画の理念を具現化するために、障害福祉課を中心として、関係機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

(2) 計画の進行状況の管理体制

この計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制が必要です。

そのため、障害者施策推進協議会を中心として、関係機関と連携を図り、具体的に施策の実施状況を確認し、評価、見直しを行う機会を設け、計画の着実な推進を図ります。

具体的には、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の目標、サービス見込量等の達成状況について評価を行い、その後の施策の推進に反映できるよう、PDCAサイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）による効率的な進行管理を行います。

また、障害者地域自立支援協議会を活用し、幅広い関係者により、地域の様々な課題について共有し、課題の解決につながる計画の具体的な実施等について検討をするものとします。

2 障害者地域自立支援協議会の活用

障害者地域自立支援協議会は、障害のある人を支えるための地域づくりの中核として、相談支援の在り方や困難事例への対応など、地域の課題を共有し、解決に向けて関係者が集まり協議を行う場です。計画の推進に当たっては、協議会を積極的に活用し、関係機関のネットワークを活かして市の障害者施策の充実を図ります。

3 市民，各機関及び事業者等との協働

この計画を推進していくためには、行政のみならず、当事者団体、市民団体、ボランティア、各事業所、各関係機関等、そして、地域の人々の協力と参加が必要です。障害のある人をはじめとして、各種団体や機関それぞれが緊密に連携・協力し、地域の中で障害のある人が自立して生活できるよう、支援体制を構築します。

また、こうしたネットワークを活かし、障害のある人のニーズ、地域の課題の把握を行い、施策の充実へと結びつけていきます。

4 国・都への要望

計画の着実な推進のために、障害福祉サービスを始めとした障害に係る制度全般の枠組みや広域的又は専門性の高い事業について、国・都に対し改善の働きかけを行っていきます。また、施策実施に当たり必要となる財源確保のため、財政的支援についても継続的に要望します。

資料編

1 国分寺市障害者施策推進協議会設置条例

平成 28 年 3 月 29 日 条例第 17 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 36 条（都道府県等における合議制の機関）第 4 項の規定に基づき、市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国分寺市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 11 条（障害者基本計画等）第 3 項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第 6 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

2 協議会は、前項に規定する事務を処理するほか、障害者福祉の推進に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる委員 9 人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市内の障害者団体の代表者 1 人以内
- (2) 市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）の家族 2 人以内
- (3) 障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者 1 人以内
- (4) 市内の地域活動支援センターの代表者 1 人以内
- (5) 特別支援学校の教員 1 人以内
- (6) 民生委員の代表者 1 人以内
- (7) 識見を有する者 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第 7 条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第 8 条 協議会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成 11 年条例第 26 号）第 5 条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（庶務）

第 9 条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

（平成 29 年条例第 30 号・一部改正）

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この条例の施行の日前においても、第 3 条に規定する委員の委嘱その他のこの条例に基づく協議会の運営に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（国分寺市障害者自立支援協議会設置条例の廃止）

3 国分寺市障害者自立支援協議会設置条例（平成 18 年条例第 60 号）は、廃止する。

（国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 40 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 29 年条例第 30 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿

※敬称略

		氏 名	所 属 団 体 等	区 分 (第3条)
1		柴 田 洋 弥	国分寺障害者団体連絡協議会	第1号
2		中 嶋 正 勝	公募委員	第2号
3		松 友 了	公募委員	第2号
4		青 柳 忠 義	国分寺市障害者就労支援センター	第3号
5	○	伊 佐 素 子	地域活動支援センターつばさ	第4号
6		笹 本 秋 夫	東京都立小平特別支援学校 (～令和2年3月31日)	第5号
		宮 崎 卓 矢	東京都立小平特別支援学校 (令和2年4月1日～)	第5号
7		坂 本 喜 久 子	国分寺市民生委員・児童委員協議会 (～令和元年11月30日)	第6号
		宮 田 萬 利 子	国分寺市民生委員・児童委員協議会 (令和元年12月1日～)	第6号
8	◎	大 塚 晃	一般社団法人日本発達障害ネットワーク	第7号
9		中 西 紀 子	第二東京弁護士会	第7号

※会長は◎，副会長は○

3 計画策定の経過

日時	主な内容	詳細
平成 31 年 4 月 24 日	令和元年度第 1 回 障害者施策推進協議会	(1) アンケート案について
令和元年 7 月 16 日	令和元年度第 2 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画等の位置づけ・検討体制について (2) アンケート案について
令和元年 7 月下旬から 9 月上旬	アンケート調査	市内在住又は施設等に入所し、市で援護を実施している 障害のある人から無作為抽出 配布数 3,000 通 回答数 1,275 通 (回答率 42.5%)
令和元年 8 月 21 日	令和元年度第 3 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画等の平成 30 年度実績について
令和元年 10 月 29 日	令和元年度第 4 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画等の平成 30 年度実績評価 (答申) に ついて (2) アンケート調査の回収状況について
令和元年 12 月 23 日	令和元年度第 5 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画等の平成 30 年度実績評価 (答申) に ついて (2) アンケート調査の報告について
令和 2 年 5 月下旬から 6 月下旬	関係団体懇談会等 (書面開催)	・障害者団体 7 団体実施 ・障害福祉サービス等を提供している事業所 50 事業所実施
令和 2 年 7 月下旬から 10 月中旬	障害者地域自立支援協 議会	障害者地域自立支援協議会全体会・各専門部会での報告 及び意見聴取の実施
令和 2 年 7 月 27 日	令和 2 年度第 1 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画等の策定について
令和 2 年 8 月 18 日	令和 2 年度第 2 回 障害者施策推進協議会	(1) 関係団体懇談会等の報告について (2) 障害者計画等の令和元年度実績について
令和 2 年 10 月 6 日	令和 2 年度第 3 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画・障害者計画実施計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画 (案) について (2) 障害者計画等の令和元年度実績評価 (答申) に ついて
令和 2 年 11 月 6 日	令和 2 年度第 4 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画・障害者計画実施計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画 (案) について (2) 障害者計画等の令和元年度実績評価 (答申) に ついて
令和 2 年 12 月 15 日から 令和 3 年 1 月 15 日	パブリック・コメント	
令和 3 年 2 月 8 日	令和 2 年度第 5 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画・障害者計画実施計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画の策定 (答申) について

4 用語解説

※ページ数は本文中の初出ページです

用語	解説
アルファベット	
P D C A サイクル P73	事業の実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す経営手法のこと。
S D G s P16	正式名称は Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）。2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

か行	
基幹相談支援センター P23	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、総合的あるいは専門的な相談、情報提供、助言等を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援なども担います。
グループホーム P45	地域で共同生活を営むことに支障のない障害のある人に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談その他日常生活上の援助を行うサービスのこと。
権利擁護センターこくぶんじ P65	国分寺市社会福祉協議会が設置している、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する総合的な相談窓口。成年後見制度の利用に関する相談や、後見人等候補者の紹介、認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行っています。
高次脳機能障害 P24	頭部外傷や脳血管障害等により、脳が損傷され、それに伴い生じる障害のこと。具体的には、記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障害等があります。
工賃 P31	雇用契約を結ばずに障害者就労施設で働く障害のある方に対して支払われるもの。障害者就労施設は、生産活動に係る事業の収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として利用者に支払うこととされています。

さ行	
サポート教室 P9	通常の学級に在籍する児童・生徒への教科指導の補充を図るために、所属する学級を一時的に離れて、個別の学習指導を受けるための教室のこと。
児童福祉法 P3	児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと規定されました。
障害児通所支援 P43	障害のある児童が、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の習得又は集団生活への適応のための訓練を受けることを目的としたサービス。児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援がこれに含まれます。

用語	解説
さ行	
障害者差別解消法 P37	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消することを目的とした法律。障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけています。
障害者就労支援センター P9	障害のある人の円滑な就職活動や就業生活などを総合的にサポートし、障害のある人が安心して働き続けることができるよう様々な支援を行う機関。
障害者総合支援法 P2	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。地域社会における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的に制定されています。
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 P2	障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進と、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を規定した法律。
障害者の雇用の促進等に関する法律 P2	障害者の職業の安定を図ることを目的とし、事業主に対する措置や障害者本人に対する措置等について規定した法律。令和元年6月の改正により、障害者の雇用を一層促進するため、自ら率先して障害者を雇用するよう努めることを国及び地方公共団体の責務として規定。また、民間事業者における短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を規定。
障害者優先調達推進法 P31	正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に購入することを推進することを目的とした法律。
情報アクセシビリティ P13	パソコンやスマートフォンなどによる情報やサービスの受けとりやすさのこと。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障害者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。
身体障害 P56	視覚、聴覚、肢体などの身体機能に障害がある状態のこと。視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害があります。
精神障害 P6	統合失調症、気分障害（うつ病、双極性障害など）、アルコール薬物依存症などの精神疾患のため精神機能の障害が生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態のこと。
成年後見制度 P38	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人等が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度。家庭裁判所が判断能力の十分でない人の後見人等を選任する「法定後見」と、本人が将来の判断能力低下に備えてあらかじめ後見人を選び契約しておく「任意後見」があります。「法定後見」には、判断能力の程度により「後見」、「保佐」、「補助」の3つがあります。
相談支援専門員 P11	障害のある人が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らすことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や本人や家族の不安・悩みに耳を傾け、支援する相談の専門職です。
た行	
地域開拓促進コーディネーター P9	障害者の就労を促進するための調整役。福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者雇用への意識付けを行います。
地域生活支援事業 P43	障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業。「必須事業」と「任意事業」があります。

用語	解説
た行	
地域福祉コーディネーター	少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化による福祉ニーズの多様化、複雑化へ対応するために社会福祉協議会に配置しています。地域の様々な相談に幅広く対応するとともに、関係機関と協働して問題解決に向けた取り組みを支援します。
P9	
知的障害	知能（知的機能）の発達が幼少期から遅れ、社会生活をする上で困難を生じている状態のこと。一般的には金銭管理、読み書き、計算、こみいった会話などの理解や判断が不得手であるなどがあげられます。
P13	
読書バリアフリー法	正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを規定した法律。
P2	
特別支援学級	学校教育法に基づき、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、教育上特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級のこと。
P9	
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者等に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に、設置される学校のこと。
P28	
特別支援教室	通常の学級に在籍していて発達に偏りがあるなど特別な指導を必要とする児童を対象として、専門の教員による指導を自校で受けられる制度のこと。
P9	

な行	
難病	症例が少なく原因が不明で、治療方法が確立しておらず、生活面で長期に支障をきたすおそれがある疾患のこと。日によって症状の変動が激しいことや症状が外部から見えにくい、改善と悪化を繰り返すといった特徴がみられる場合もあります。
P6	

は行	
発達障害	脳機能障害であり、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群）、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等があります。人間関係を構築することやコミュニケーションを行うことが苦手な一方、優れた能力を発揮される場合もあります。
P13	
バリアフリー	「障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用います。「心のバリアフリー」は、そのバリアフリーを心理的な面において行うことで、「人々の意識にある『障害』や、障害のある人に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因するバリアを取り除くこと」を意味します。
P2	
バリアフリー法	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進や、地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進等に関する措置について規定した法律。令和2年5月の改正により、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取り組み強化とともに、国民に向けた広報啓発の取り組み促進を規定。また、市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項を追加。
P2	

用語	解説
は行	
ピアサポート P41	障害者やその家族等、同じ立場にある当事者同士が集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合い、サポートを行う相互支援の取組のこと。
福祉的就労 P19	一般企業での就労が困難な障害のある人に、障害福祉サービス事業所等において、就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行います。
ヘルプカード P14	障害のある人が、普段から身につけておくことで、緊急・災害時や、困ったときに、周囲の配慮や手助けを求めやすくするためのカードです。ヘルプカードには、所持する方の氏名・連絡先・障害の特性・手助けしてほしいこと・配慮してほしいことなどが書かれています。所持する方がそれを提示して、周囲の人に必要な支援を求めることができます。
ヘルプマーク P14	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、援助を得やすくなるよう、周囲の人に知らせるマークです。

や行	
ユニバーサル社会実現 推進法 P2	正式名称は「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」。「ユニバーサル社会」を障害の有無、年齢等にかかわらず、国民 1 人 1 人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民 1 人 1 人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会と定義。ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを規定した法律。
ユニバーサルデザイン P10	障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などのデザインのこと。「バリアフリー」が元々あったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の設計段階から、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって安全、快適で使いやすいことを目指す考え方のことをいいます。

ら行	
ライフステージ P11	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられます。
療育 P12	心身に障害のある児童について、早期に適切な治療等を行い、障害の軽減を図りながら育成すること。「治療」、「育成」、「教育」等を合わせて作られた言葉です。

第4次国分寺市障害者計画・第4次国分寺市障害者計画実施計画・
第6期国分寺市障害福祉計画・第2期国分寺市障害児福祉計画

発 行 日 令和3年〇月

編集・発行 国分寺市福祉部障害福祉課

〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1丁目6番地1

電話 042-325-0111（内線521）

FAX 042-324-6831

E-mail syougaihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp